平成２４年（フ）第４４号
神戸市西区高雄台32番６－８号
債務者　髙下　文夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道旭川市東光５条５丁目５番９号　メゾンドＪＵＮパートⅡ203号
債務者　今野　明男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５９号
北海道北斗市飯生１丁目８番９号
債務者　平間　克和
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５９号
北海道二海郡八雲町野田生86番地８
債務者　飯村　　智
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
岩手県一関市山目字十二神３番地３　佐藤方、前住所岩手県一関市東五代15番31－３号
債務者　佐藤　吉広
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４５８号
奈良県磯城郡田原本町大字千代591番地の１
債務者　芳原　信一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
奈良県香芝市下田東４丁目４番17号、前住所大阪市東成区神路１丁目13番23号　グローリーハイツ東成206号
債務者　伊江建一郎
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
奈良県大和高田市大字市場520番地３　グリーンヴィラ６号
債務者　杉岡　秀信
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８号
熊本県水俣市平町１丁目10番１号
債務者　下田　康張
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８号
北海道北見市緑町１丁目７番16号
債務者　田中　昌樹
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
埼玉県春日部市藤塚822番地10　リバーヒルＦＵＪＩ　ＰＡＲＴⅠ―201号
債務者　久保　幸江
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
埼玉県草加市手代町817番地３　ホワイトハイツ草加105号
債務者　内山惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
埼玉県草加市谷塚町1920番地１　パラスハイム102号、旧住所東京都西東京市泉町４丁目５番26号
債務者　山下　信男
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
埼玉県深谷市黒田502番地　ハピネス関根201
債務者　山﨑　　敬
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３６号
埼玉県秩父市黒谷414番地１
債務者　山﨑　充代
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４４３号
千葉県船橋市海神町南１―1646―１　コスモ西船橋Ⅱ305号室、住民票上の住所千葉県市川市北方２丁目33番17号
債務者　高沼　麻美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４９号
千葉市稲毛区あやめ台２番４棟302号
債務者　上田　良子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係